

経緯

10月14日以降、3回分科会を開催し、情報セキュリティ対策における官民連携の強化策について検討。この間、企業等におけるセキュリティ対策、セキュリティオペレーション事業者等との意見交換を実施。

報告事項

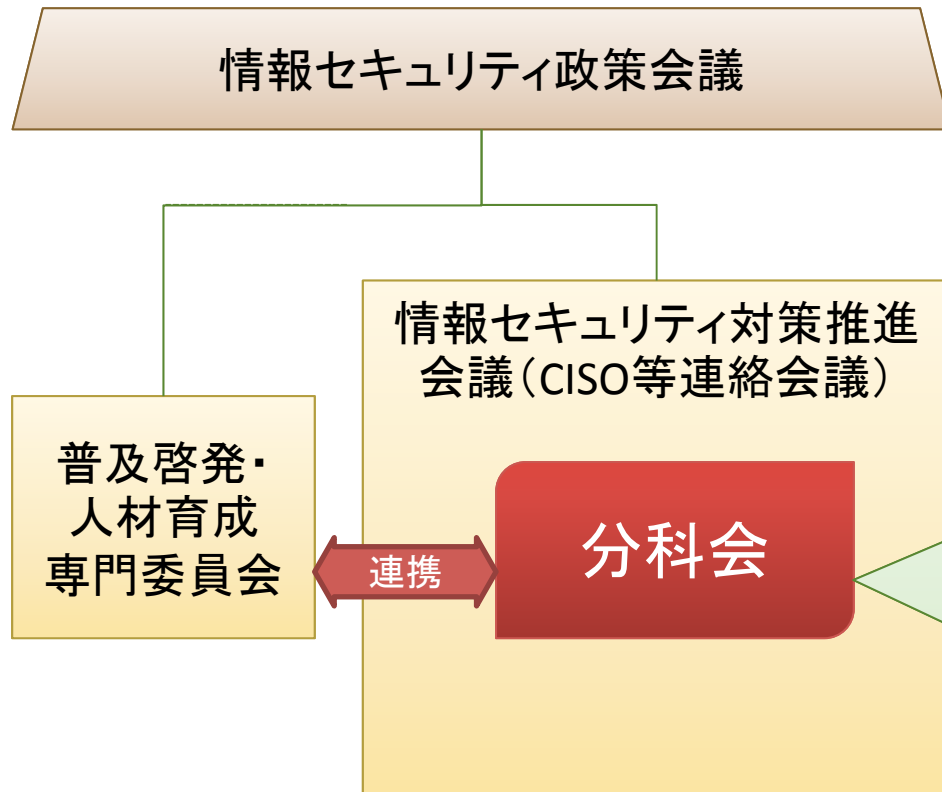
- 国の安全に関する重要な情報を扱う契約に情報セキュリティ条項を定める。
- 各府省庁がCSIRT(*)の機能を保有するよう求め、政府CISO(**)を設置する。
- 企業等においてもCSIRTの機能を保有する取組を促進する。
- 官民のネットワーク関係者間の情報共有をNISCにおいて実施する。
- 情報セキュリティ人材を育成していく機運を醸成するため、啓発活動を実施する。

* CSIRT: Computer Security Incident Response Team :
情報セキュリティインシデントに対処するための組織の総称

** CISO: Chief Information Security Officer

官民連携の強化のための分科会の設置

(参考)



平成23年

10月 7日 情報セキュリティ政策会議
において設置方針の決定

10月14日 CISO等連絡会議において
分科会を設置

官民連携等を通じて企業等の情報セキュリティ対策を強化するため、以下検討を行う。

- (i) 政府としてとるべき方策、特に政府調達などに際して調達先企業に求める情報セキュリティ要件
- (ii) 政府と企業等との連絡・連携のあり方
- (iii) 産業界の取り組みに対する政府の協力、情報提供のあり方
- (iv) 企業等におけるセキュリティ文化の啓発、セキュリティ企業体質の涵養等

○ CISO等連絡会議幹事会構成員等からなる分科会を設置

* CISO: Chief Information Security Officer (最高情報セキュリティ責任者)